



平成 27 年 12 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社コネクトホールディングス
代表者名 代表取締役社長 長倉 統己
(コード：3647 東証第二部)
問合せ先 管理部次長 藤井 晃夫
(TEL：03-5439-6580)

平成 27 年 8 月期の自己株式の取得における 取締役等の補填責任の有無等についての検討結果に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 2 日付「平成 27 年 8 月期の自己株式の取得に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同日の取締役会において平成 27 年 8 月期に係る計算書類の承認をした時点で、同期の自己株式の取得価額が会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額を超えていること（以下、「欠損」という。）が確定しました。

そこで、当社監査役会は、経営改革委員会の助言を得ながら、会社法 465 条に基づく自己株式取得行為に関する職務を行った業務執行者（以下、「取締役等」という。）の補填責任の有無及び補填責任追及の要否（以下、「本件」という。）について検討し、本日、監査役会より下記の検討結果を受領いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. はじめに

このたびの監査役会における検討につきましては、会社が取締役に対して訴えを提起する場合、監査役会の各監査役が会社を代表する（会社法第 386 条第 1 項 1 号）ことになっておりますが、より中立な立場から検討を行うため、平成 27 年 7 月 30 日の自己株式取得決議当時に在任していた監査役菊本雅文及び納谷正勝は、本件の検討に加わらず、平成 27 年 11 月 2 日付で東京地方裁判所の決定により仮監査役（一時監査役職務代行者）として選任された西澤拓哉がこの検討にあたることといたしました。

一方、平成 27 年 11 月 2 日付「経営改革委員会の設置、並びに第三者委員会の調査報告書に基づく再発防止策の概要の策定に関するお知らせ」により公表しておりますとおり、当社 100%子会社である株式会社エコ・ボンズ（以下、「エコ・ボンズ」という。）の平成 27 年 8 月期において行われていた不明瞭な取引により会社へ損害が生じたことが発見された場合には、経営改革委員会において、取締役への責任追及の可否及び是非について検討することとしております。

本件は、当該不明瞭取引そのものによる損害の責任追及ではありませんが、当該不明瞭取引が本件の遠因になっている可能性が高いため、経営改革委員会の助言を得ながら、会社法 465 条に基づく取締役等の填補責任の有無及び填補責任追及の要否について検討いたしました。

2. 検討の方法

本件の検討は、仮監査役（一時監査役職務代行者）西澤拓哉が、入手した資料の分析、関係者へのヒアリング、他社類似事例の検証、当社と利害関係のない弁護士である安藤総合法律事務所安藤信彦弁護士及び若林祐介弁護士からの法律意見書の入手、及び他の弁護士のセカンドオピニオン取得、法律専門書の閲覧、類似判例の調査を行う方法により、経営改革委員会の助言を得ながら行いました。

3. 監査役会の見解

(1) 計算書類承認時に欠損が生じた経緯

当社は、平成 27 年 8 月期第 3 四半期（3 月 1 日から 5 月 31 日まで）から、平成 27 年 8 月期連結会計年度における経営指導料の配分方法の検討を開始し、当社 100% 子会社であるエコ・ボンズと株式会社 SBY（以下、「SBY」という。）が負担する経営指導料として、親会社で発生する人件費の一定倍数、上場維持費用等、役員報酬及び家賃等を、それぞれ一定の配布基準で当社グループの子会社に配分することとしておりました。

このうち、上場維持費用等については、当初はエコ・ボンズと SBY の予算売上高に応じた配布比率とすることとしておりましたが、その後、平成 27 年 8 月期のエコ・ボンズ売上高が予算売上高の大幅未達となる見込みとなったため、遅くとも平成 27 年 7 月中旬までには、上場維持費用等の配賦基準を予算営業利益とすることとしておりました。

この配賦基準で計算した結果、経営指導料の配分比率は、全体でエコ・ボンズ 68%、SBY 32% と算定されていました。

なお、この経営指導料の配分比率については、予算営業利益への配布基準の見直しを含め、会計監査人に報告されておりましたが、会計監査人から特段の異論は出ていませんでした。

他方、平成 27 年 7 月 30 日の取締役会において、代表取締役長倉統己より、同年 8 月期の着地見込（経営成績の予測数値）が確度の高いものとして説明され、期中での自己株式取得金額 396 百万円の他、この当時会計監査人から指摘を受けていた SBY で発生が懸念されていた商品評価損見込額を考慮したとしても、平成 27 年 8 月末において欠損が生じる可能性はないことが確認され、そのうえで自己株式取得が決議されました。

なお、平成 27 年 8 月期の着地見込では、経営指導料は上述の配分比率で配分されてきました。

ところが、その後、平成 27 年 9 月 17 日に、エコ・ボンズで行っていた取引の一つに登記情報から確認される取引経緯に疑義が生じたことを発端として、平成 27 年 9 月 24 日開催の取締役会において、エコ・ボンズの平成 27 年 8 月期における営業取引に関する事実関係及び問題点の調査分析等を目的として、第三者委員会の設置が決定されました。

そして、当該第三者委員会の平成 27 年 10 月 26 日付調査報告書において、エコ・ボンズの平成 27 年 8 月期第 3 四半期の営業取引について、売上高を総額計上からマージン相当額の純額計上とする会計処理に訂正し、また、平成 27 年 8 月期第 4 四半期の一部の営業取引について、会計監査人と協議の上、平成 28 年 8 月期以降において取引として完結したと看做される客観的証拠が充足した時点で収益認識するべきであるとの見解が示されました。

そうしたところ、平成 27 年 10 月末頃になって、会計監査人から、経営指導料のうち予算営業利益比率で配分していた上場維持費用等に相当する部分の配分比率を、第三者委員会の調査結果を踏まえ、平成 27 年 8 月期のエコ・ボンズの営業取引について収益計上時期が不確定であったこと、また平成 27 年 8 月期の S B Y の営業利益がマイナスとなったことにより、配分根拠が明確にできないことから、50 対 50 に変更するよう指導されました。

その結果、S B Y に配分された経営指導料が当初見込みより約 27 百万円増加し、S B Y の純資産価額が当社所有の S B Y 株式価額の 50%以下となり、自己株式取得時に想定困難であった子会社株式評価損が生じたため、平成 27 年 12 月 2 日の取締役会において平成 27 年 8 月期に係る計算書類の承認をした時点で、分配可能額が自己株式取得額を下回ることとなりました。

(2) 取締役等の補填責任の有無

上述のように、計算書類承認時に欠損が生じた大きな要因は、平成 27 年 8 月期の決算作業段階終盤の平成 27 年 10 月末頃になって、会計監査人より当社グループの子会社が負担する経営指導料の配分方法を一部変更するよう指導され、その結果、子会社株式評価損が生じたことにあります。

ここで、当社と利害関係のない弁護士から入手した法律意見書では、一般に、経営指導料の配分比率は、経費の性質を勘案し、実態に即して売上、利益、総資産及び従業員数等何らかの合理的な配賦基準を用いて算定するものであり、また、自己株式取得時点において、会計監査人は、経営指導料の配分比率に関して特段の異論を出していなかったにもかかわらず、第三者委員会の調査報告公表後に上場維持費用等に相当する部分の配分比率を 50 対 50 に変更するよう指導しており、当社が自己株式取得を決議した平成 27 年 7 月 30 日時点において、上記指導を予見するのは甚

だ困難であると思慮する旨、記載されております。

したがって、取締役等が、自己株式取得を決議した時点で、将来において会計監査人より上場維持費用等に相当する部分の配分比率を 50 対 50 にするよう指導されること、ひいてはそれが起因となって欠損が生じたことを予見できたと結論付ける事実関係は見受けられず、また、自己株式取得の判断に当たっての事実収集の過程や収集された事実を踏まえた議論の過程に不合理な点は見受けられないことからすれば、会社法 465 条に基づく取締役等の填補責任を認めるのは困難であるとの判断に至りました。

(3) 取締役等の補填責任追及の要否

上述のとおり、会社法 465 条に基づく取締役等の填補責任を認めるのは困難であることから、仮監査役（一時監査役職務代行者）西澤拓哉は、経営改革委員会の助言を得るとともに、当社と利害関係のない弁護士による法律意見書の意見を踏まえ、取締役等に対して填補責任を追及する必要性までは認められないものと判断いたしました。

なお、今後、資本金や資本準備金を減少してその他資本剰余金を増加させる行為もしくは自己株式の処分等により、事後的にはあるものの、可及的速やかに欠損の補填を行うことを強く要請するものとします。

(4) 取締役等の刑事責任

上述のとおり、取締役等に自己株式の取得に際し、計算書類承認時に欠損が生じることに關して故意があったものとは認められません。

よって、仮監査役（一時監査役職務代行者）西澤拓哉は、経営改革委員会の助言を得て、取締役等に刑事責任は認められないものと判断いたしました。

4. 今後の予定

監査役会において検討し意見をいただきました、「今後、資本金や資本準備金を減少してその他資本剰余金を増加させる行為もしくは自己株式の処分等により、事後的にはあるものの、可及的速やかに欠損の補填を行うことを強く要請する」につきまして、その方法を早急に検討いたし、開示すべき事項が生じましたら速やかにお知らせいたします。

このたびは、株主様・投資家をはじめ取引先及び市場関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は、全社をあげて、今後の不明瞭な取引の再発防止、及び当社のコーポレートガバナンスの回復のために、速やかに再発防止策を策定実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上